



地震等災害時の相互応援に関する協定

国際特別都市建設連盟

地震等災害時の相互応援に関する協定

国際特別都市建設連盟に加盟する市町間において、地震等による災害時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、国際特別都市建設連盟に加盟する都市（以下「加盟都市」という。）相互の友好の精神に基づき、地震若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、加盟都市間の相互応援に関する基本的な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 災害時における相互応援を確実かつ円滑に行うため、国際特別都市建設連盟規約第12条第1項に規定する事務局（以下「連盟事務局」という。）は、毎年1回、加盟都市の防災担当部署の連絡責任者、連絡先等を定めた名簿を作成し、加盟都市に配付する。

2 加盟都市の防災担当部署は、地域防災計画その他参考資料を相互に交換する等、日頃の情報交換に努めるものとする。

(応援体制)

第3条 加盟都市を次の表に定めるブロックに分ける。

ブロック名	構成市町
西日本ブロック	別府市，松江市，松山市
近畿ブロック	奈良市，芦屋市，鳥羽市
東日本ブロック	伊東市，熱海市，軽井沢町，日光市

2 ブロックに幹事都市及び副幹事都市を置き、ブロック構成都市の中から互選により定める。ただし、連盟事務局所在都市は、幹事都市を兼ねることはできないものとする。

3 加盟都市が災害等により被災した場合は、次に定めるところにより、応援の要請を行うものとする。

(1) 連盟事務局所在都市

(2) 連盟事務局所在都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの幹事都市

(3) 連盟事務局所在都市及び被災市町が属するブロックの幹事都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの副幹事都市

(4) 前3号の都市のいずれも被災した場合は、他のブロックの幹事都市

4 前項の規定により応援の要請を受けた連盟事務局所在都市又は幹事都市若しくは副幹事都市（以下「災害時事務局」という。）は、速やかに各ブロックの幹事都市と応援体制について協議をする。

（相互応援の内容）

第4条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設等の提供及びあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の要請等）

第5条 応援の要請は、応援を必要とする加盟都市が次の事項を明らかにし、口頭で応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の応援の要請の有無にかかわらず、加盟都市において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、他の加盟都市は自主的な状況の判断に基づき応援を開始することができるものとする。

3 前項の規定により応援を開始した加盟都市は、速やかに災害時事務局に報告するものとし、災害時事務局はその後の支援体制を各ブロックの幹事都市と協議するものとする。

（指揮）

第6条 第4条第4号の規定により派遣された職員は、応援要請市町長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、法令その他特別に定めのある場合を除き、原則として応援を受けた加盟都市の負担とする。ただし、応援を実施した加盟都市が費用負担を行うこととした場合においては、この限りでない。

(交流)

第8条 加盟都市は、この協定を実効性のあるものとするため、平常時から地域間交流に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、加盟都市が協議してこれを定めるものとする。

2 この協定書の内容に疑義が生じた場合も前項と同様とする。

附 則（平成9年8月24日締結）

この協定は、平成9年8月24日から実施する。

附 則（平成24年6月5日締結）

この協定は、平成24年6月5日から実施する。

附 則（平成29年10月19日締結）

この協定は、平成29年10月19日から実施する。

附 則（令和4年11月14日締結）

この協定は、令和4年11月14日から実施する。



この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各市町長記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月14日

別府市長

長野恭紘

伊東市長

小野達也

熱海市長

齊藤 栄

奈良市長

中ノゲン

松江市長

上 久 昭 仁

芦屋市長

伊藤 舞

松山市長

野志 克 仁

軽井沢町長

藤 巻 進

日光市長

杉 川 昭 一

鳥羽市長

中村 欣 一 郎